

各 位

会 社 名 株式会社ニッセンホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 佐村 信哉  
(コード番号 8248 東証・大証第一部)  
問合せ先 執行役員CFO兼財務本部長 石畑 成人  
(T E L 075-682-2041)

## 公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

当社グループの主力事業会社である株式会社ニッセン（本社：京都市南区、代表取締役社長：佐村信哉、以下「ニッセン」）は、本日、公正取引委員会から、次の行為に関し下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。

- ① ニッセンが下請代金の額に一定率を乗じた金額を「事務手数料」として下請事業者に支払うべき下請代金から差し引いていた行為が、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反すると判断されました。減額分14,108,202円につきましては、平成24年1月11日及び同年3月14日に当該下請事業者133名に返還いたしました。
- ② ニッセンでの商品販売期間の終了後、下請事業者へ返品を実施した行為、または下請事業者から納入された瑕疵のあった商品について、受領後6か月を経過して下請事業者へ返品を実施した行為が、下請法第4条第1項第4号（返品の禁止）の規定に違反すると判断されました。以上に該当する商品代金28,410,799円につきましては、平成24年9月21日までに当該下請事業者102名にお支払いいたしました。
- ③ 下請事業者から納入された瑕疵のあった商品について、受領後6か月を経過して下請事業者へ返品した際に下請事業者へ返品送料をご負担いただいたことが、下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反すると判断されました。以上に該当する返品送料405,600円につきましては、平成24年9月21日までに当該下請事業者75名にお支払いいたしました。

下請事業者様はじめ関係者の皆様には、多大なご心配、ご迷惑をお掛けし、誠に申し訳なく心よりお詫び申し上げます。

ニッセンといたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容を役員及び全従業員に周知徹底するとともに、下請法を含めた法令遵守に関する社内研修体制及び内部チェック体制の一層の充実化を図ることで、コンプライアンス徹底及び再発防止に努めてまいります。

なお、上記行為が当社グループの業績に及ぼす影響は軽微であります。

以上